

< 児童手当 制度改正 手続き確認フロー >

現在、蒲郡市から児童手当（特例給付）を受給していますか

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか

高校生年代以下のお子さんを2人以上で養育している場合、所得の高い方の職業は公務員ですか

はい

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは算定対象児童として登録されていますか

勤務先にお問い合わせください

はい

所得の高い方の住民登録地は蒲郡市ですか

いいえ

いいえ

0歳から18歳までのお子さんを養育しており、大学生年代のお子さん（H14.4.2～H18.4.1生）を合わせると養育しているお子さんが3人以上いますか

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

いいえ

はい

手続き不要

0歳から18歳までのお子さんを養育しており、大学生年代のお子さん（H14.4.2～H18.4.1生）を合わせると養育しているお子さんが3人以上いますか

0歳から18歳までのお子さんを養育しており、大学生年代のお子さん（H14.4.2～H18.4.1生）を合わせると養育しているお子さんが3人以上いますか

はい

いいえ

いいえ

「額改定請求書」を提出してください。（※）

はい

「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

「認定請求書」を提出してください。（※）

※認定請求書・額改定書を提出される方で、児童手当の受給者となる方と支給対象児童の住民票住所が異なる場合は、上記の提出物に加えて「別居監護申立書」の提出が必要です。大学生年代のお子さんについては、「別居監護申立書」の提出は不要です。
「監護相当・生計費の負担についての確認書」は大学生年代のお子さんのみ必要です。